

原議保存期間	5年(平成33年3月31日まで)
有効期間	一種(平成33年3月31日まで)

警視庁刑事部長  
各道府県警察本部長 殿  
各方面本部長  
(参考送付先)  
科学警察研究所総務部長  
警察大学校刑事教養部長  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁鑑発第75号  
警察庁丁刑企発第10号  
平成28年1月27日  
警察庁刑事局犯罪鑑識官  
警察庁刑事局刑事企画課長

### DNA型鑑定の実施における留意事項について (通達)

先般、強姦事件の控訴審において無罪判決が言い渡され、その判決の中で当該事件について警察が実施したDNA型鑑定の信用性に疑義があると指摘された。言うまでもなく、DNA型鑑定は、犯人の特定、犯行状況の解明等に有用であり、特に昨今の公判において客観証拠による立証が重視される中、その有用性は一層高まっている。

しかしながら、DNA型鑑定の結果が公判において立証に用いられるためには、当該鑑定所定の手法に従い適正に実施されていることはもとより、公判において鑑定の信用性についての疑義を差し挟まれることのないよう、当該鑑定の経過等を記録した書類等が適切に作成・保管されていなければならない。

また、犯罪を立証する上でDNA型鑑定を行う必要性があり、かつ、行うこと自体が不可能なものでない場合に、これを行わないことによって捜査上の弊害も生じ得るところである。

現在、DNA型鑑定については、「DNA型鑑定の運用に関する指針の改正について」(平成22年10月21日付け警察庁丙鑑発第65号警察庁丙刑企発第90号)等に基づき統一的に運用しているものであるが、上記のことを踏まえ、DNA型鑑定の経過等の記録及びDNA型鑑定の実施の判断について、更に下記の事項を徹底し、公判における立証に有用なDNA型鑑定となるよう万全を期されたい。

なお、本通達は、科学警察研究所と協議済みである。

### 記

#### 1 鑑定記録作成上の留意事項

##### (1) 基本的留意事項

DNA型鑑定の経過等を記録したワークシート等は鑑定の信用性を確保するために作成する必要不可欠な書類であることを踏まえ、形式的な作成となることがないよう十分に留意しつつ、実施した鑑定の経過・手順や内容を公判において事後に検

証できる程度の具体的な記載を徹底するとともに、その記載は鑑定の推移に応じてその都度手書きで行い、鑑定後にまとめて記載することのないようにし、公判における信用性の立証に耐え得るものとする。

(2) ワークシート等の様式

ワークシート等の様式は、「DNA型鑑定検査業務における留意事項について」（平成22年6月17日付け警察庁丁鑑発第568号）で示しているとおおり、資料名、検査日時、検査内容（各工程の方法、試薬のロット番号、使用機材等）、使用チューブの記載番号等はもちろんのこと、備考欄を設けるなど、実施した各種鑑定検査記録や分析機器による分析結果を始め、鑑定結果のみならず、その経過についても記載が十分に可能なものとする。

(3) ワークシート等への記載等

鑑定担当者は、上記1(2)の事項を漏れなく記載すること。

また、鑑定の過程で特徴的な現象が見られた場合は、当該ワークシート等の備考等に確実に記載しておくこと。

なお、やむを得ない事情により、ワークシート等以外の紙片等に鑑定の経過等を一時的に記載した場合には、ワークシート等にその全てを添付するとともに、ワークシート等の備考欄等に当該紙片等について、その説明を記載しておくこと。

(4) 各種分析結果データ等の取扱い

鑑定担当者は、分析機器を用いて鑑定資料の分析を実施し、当該機器により数値等の分析結果データを印刷した場合には、印刷物をワークシート等に貼付又は添付し、貼付等できない場合には、公判に備え適切に保管すること。

2 DNA型鑑定実施の判断

科学警察研究所における実証の結果、資料に含まれるDNA量が微量である場合は、全部又は一部の座位でDNA型の検出に至らないときがあることが判明している。このような場合には、以降の鑑定作業を実施しないこととする判断もあり得るところである。

しかしながら、性犯罪における被害者の膣内溶液から抽出した精子等、立証上、極めて重要な資料については、資料に含まれるDNA量が微量であることやDNAが分解されていることから、全部又は一部の座位でDNA型の検出に至らない可能性がある場合であっても、これを鑑定した結果が立証しようとする事実と矛盾する場合には消極証拠として捜査の見直しにつながる可能性があるほか、DNA型鑑定を実施することが可能であるにもかかわらず、このような極めて重要な資料の鑑定を中断した場合には、その経緯が公判において争点となるおそれもある。

したがって、立証上極めて重要な資料については、当該資料に含まれるDNA量が微量であること等により全部又は一部の座位でDNA型の検出に至らない可能性がある場合であっても、細胞等の存在が確認された資料や定量結果が得られた資料については、必要に応じてDNA型鑑定を実施すること。

なお、これら鑑定実施の判断に当たっては、あらかじめ鑑定部門と捜査部門が当該鑑定の必要性等について確認しておくなど、鑑定の円滑な実施に配慮されたい。

### 3 科学警察研究所との連携

鑑定に当たり、資料の状態を緻密に観察し、鑑定方法を慎重に検討することは当然であるが、立証上極めて重要な資料について、抽出されたDNA量が定量の結果微量である場合のほか、資料の状態を検討した結果、資料に含まれるDNAが微量である可能性や分解されている可能性があるため全部又は一部の座位でDNA型の検出に至らない可能性があるとみられる場合には、科学警察研究所等での鑑定も視野に、幅広く同研究所に相談すること。